

# 新64期事前研修実施要領

## 第1 名称

新64期事前研修

## 第2 目的

新司法試験に合格し、司法修習生となろうとする者（修習予定者）に対し、法科大学院教育で取得した知識を再確認させ、さらに司法修習の準備をサポートすることにより、法科大学院教育と実務修習を架橋するとともに、修習予定者が修習を開始するにあたっての心理的な不安を取り除くことを目的とする。

## 第3 事前研修の概要

### 1 実施主体

（主催） 日本弁護士連合会

（協力または後援） 最高裁判所・法務省・法科大学院協会

### 2 実施対象

2010年度司法試験合格者（新64期司法修習生採用内定者）

### 3 実施方法

#### (1) eラーニングによる事前講義の配信

- ・日弁連ホームページ上に受講対象者向けに受付画面を設け、受講希望者は必要事項を入力後、eラーニングシステムにアクセスするためのID、パスワードを取得後、eラーニングによる講義を受講する。

民事弁護 講義 2010年9月13日～

刑事弁護 講義 2010年10月1日頃～

民事弁護・刑事弁護 起案講評 2010年11月20日頃～

民事裁判・刑事裁判・検察 講義 2010年11月20日頃～

#### (2) ライブ講義（起案講評等）

日時：2010年11月6日（土）

10：00～12：00 民事弁護起案講評

12：00～13：00 昼食

13：00～14：20 民裁・刑裁講義 各40分

14：20～15：00 検察講義

15：00～15：15 休憩

15：15～17：15 刑事弁護起案講評

場所：弁護士会館17階 1701ABC, 1702会議室

受講対象者：約150名（申込者多数の場合は抽選）

(3)弁護士会への中継について

- ・ 弁護士会への中継は、中継を希望する会のみ実施する（テレビ会議システムを利用。中継予定弁護士会：栃木県、静岡県、新潟県、大阪、鳥取県、島根県、熊本県、仙台、山形県、香川県）。
- ・ 中継会では、単に映像を流すだけではなく、弁護士会司法修習委員会委員などが会場に待機し、受講者に対する説明や質問に応える体制をとる必要がある。
- ・ 中継会への参加受付は、事前に日弁連ホームページ上で行うものとする。

(4)ライブ講義（起案講評等）のeラーニング配信について

- ・ ライブ講義終了後、ライブ講義の映像をeラーニングで配信する。

## 4 研修の内容

(1)事前講義（eラーニングにて配信）

刑事弁護 講師：大木 孝（横浜）

民事弁護 講師：野辺 博（東京）

裁判科目、検察科目の講義

- ・ 裁判官及び検察官による講義

その他弁護科目についての導入的な内容の講義

(2)起案及びその講評（集合研修・後日eラーニングにて配信）

刑事弁護 起案内容は調整中

民事弁護 「訴状」の起案

- ・ 事前にeラーニングを用いて民事弁護、刑事弁護各1本ずつ課題を出し、受講者が起案する。
- ・ 受講者は起案をメールにてデータで提出する（ライブ講義受講者は必ず提出しなければならない。）。
- ・ 提出された起案につき、ライブ講義で講評を行う。
- ・ ライブ講義の内容は、後日eラーニングで配信する。

裁判科目、検察科目の講義

- ・ 最高裁判所・法務省の協力を得て、裁判官及び検察官による講義

その他弁護科目についての導入的な内容の講義

## 5 受講対象者への告知方法

(1)日弁連ホームページ上に案内文を掲載

(2)法科大学院協会を通じて、法科大学院における司法試験合格祝賀会等で案内文を配布いただくよう依頼。

(3)司法研修所による案内文送付（採用内定者に対し白表紙教材等を送付する際

に同封してもらう)

(4) その他

## 6 受講申込み方法

- (1) 日弁連ホームページ上で申込受付
- (2) 起案講評(ライブ講義)の受講については,起案を提出したうえで,別途申込みが必要。申込者多数の場合は先着順。

## 第4 スケジュール

合格発表: 9月9日(木)

ホームページ受付開始(eラーニング配信開始): 9月13日(月)

司法研修所を通して案内: 10月15日頃

ライブ講義(起案講評等)申し込み受付: 10月25日(月)

ライブ講義受講申込・起案提出締めきり: 10月29日(金)

ライブ講義: 11月6日(土)

ライブ講義eラーニング配信: 11月20日頃を予定

## 第5 その他留意事項

### 1 他のプログラムとの協力・連携

修習生をサポートするプログラムとして,司法研修所の出張講義や,各弁護士会で実施される冒頭修習等がある。昨年度は司法研修所や冒頭修習を行う各弁護士会の修習委員会への連絡が不十分であったため,内容面の重複や,関係者の事務負担が増えるなどの問題が生じた。

そこで本年度の事前研修においては,各プログラム間の重複を避け,より効果的な教育を行うため,各プログラムの実施主体との協力・連携を密にし,内容のリンク・棲み分けを図るべきである。例えば共通の教材を用いる,同じ題材で異なる文書の起案をさせる等が考えられる。

また,5条研修用の教材等,司法修習生以外を対象にしたプログラム用の教材等についても,相互の協力の上積極的に活用することを検討すべきである。

### 2 弁護士会との関係

本事前研修は,基本的には日弁連で完結するものであり,各弁護士会に参加や協力を強制したりするものではない。もちろん弁護士会の希望による本研修の利用は大いに歓迎する。例えば,各弁護士会が,当該弁護士会に配属予定の修習生が起案した原稿の提供を受け,添削指導を行うなどの利用方法が考えられる。

以上